

政務活動費運用指針 一部改正 (案)

(旧)

【19ページ】
(2) 備品の購入について

1品目10万円以上30万円未満で購入した備品については、会派が解散した場合、又は議員でなくなった場合、会計処理上の手続き(減価償却)を行い、残存価格があれば、その額を収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上しなければなりません。また、備品の耐用年数は、原則として次のとおりとします。

| 内 容 | 年 数 |
|--------------------|-----|
| 電気機器、OA機器、その他の事務機器 | 5年 |
| 金属性のオフィス家具 | 15年 |

(残存価格の算出方法一例)

平成29年4月15日に、耐用年数5年の事務機器を12万円で購入した議員が、平成31年4月30日に任期満了を迎え、その後議員でなくなった場合

(計算方法)

①任期満了時までの減価償却額を、月割(購入日から任期満了の日までの期間の月数)で計算します。

事務機器の購入金額が120,000円、耐用年数が60月、任期満了までの在職月数が25月であるので、 $120,000円 \div 60月 \times 25月$ で、50,000円となります。

②次に、残存価格を計算します。

事務機器の購入金額から減価償却額を引き、70,000円となります。

(3) ~ (4) 省略

(新)

【19ページ】
(2) 備品の購入について

備品の購入は資産形成となり得るため、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約等を推奨します。

1品目10万円以上30万円未満で購入した備品については、会派が解散した場合、又は議員でなくなった場合、会計処理上の手続き(減価償却)を行い、残存価格があれば、その額を収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上しなければなりません。また、備品の耐用年数は、原則として次のとおりとします。

なお、購入価格が1品目10万円以上であっても、その備品を一定期間使用した後に返却する等、議員にとって資産性のない契約の場合には、リース同様、備品として取り扱わないこととします。ただし、その場合は、資産性がないことが確認できる契約書等の写し及び購入先に当該物品を返却する旨の申出書を提出することとします。

(略)

(3) ~ (4) 省略